

## 吉野川水系水利用連絡協議会(第5回幹事会 及び 第5回協議会)

### の開催について

吉野川水系吉野川においては、平成25年8月19日(月)午前9時から第三次取水制限を実施しておりますが、今後の取水制限対策を協議するため、吉野川水系水利用連絡協議会 平成25年度第5回幹事会(幹事長：四国地方整備局河川部長 鈴木 篤)、及び平成25年度第5回協議会(会長：四国地方整備局長 三浦 真紀)を下記のとおり開催いたします。

#### 1. 平成25年度吉野川水系水利用連絡協議会 第5回幹事会

(幹事長:四国地方整備局河川部長 鈴木 篤)

- (1)日 時 平成25年8月21日(水) 11時00分～
- (2)場 所 高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室  
香川県高松市サンポート3番33号  
(TEL:087-851-8061)(代表)
- (3)議 題 「吉野川水系吉野川ダム群の貯水池運用状況について」  
「取水制限対策について」

※ 取材は、吉野川ダム群の貯水池運用状況の説明までとさせていただきます。  
本会の整理内容については、当日の会議終了後に高松サンポート合同庁舎  
記者クラブにて報告させていただきます。

#### 2. 平成25年度吉野川水系水利用連絡協議会 第5回協議会

(会長:四国地方整備局長 三浦 真紀)

- (1)日 時 平成25年8月23日(金) 13時30分～
- (2)場 所 高松サンポート合同庁舎 低層棟2階 アイホール  
香川県高松市サンポート3番33号  
(TEL:087-851-8061)(代表)
- (3)議 題 「吉野川水系吉野川ダム群の貯水池運用状況について」  
「吉野川水系水利用連絡協議会第5回幹事会の結果報告について」  
「取水制限対策について」

※ 8月23日(金)開催の協議会は、報道関係者の方々に公開いたします。  
なお、協議内容に関するご質問等につきましては、協議会終了後の会場に  
おいて、15時00分までの予定で、事務局より説明をさせていただきます。

平成25年8月20日

吉野川水系水利用連絡協議会  
事務局:国土交通省四国地方整備局

問い合わせ先

国土交通省四国地方整備局河川部

水政課 課長補佐 ずし まさのり 圖子 正典 (内線:3552)

TEL 087(811)8316(水 政 課)

## (参考)

### ●早明浦ダムの状況について

池田ダム上流域における降雨量は、6月は344.1mm(平年比101.3%)でしたが、7月は133.3mm(平年比37.3%)と少なく、8月に入ってから、20日0時現在までで57.2mm(平年比16.0%)と、降雨が少ない状況が続いています。

早明浦ダムは、8月19日(月)9時より第三次取水制限を実施しておりますが、貯水状況は、8月20日0時現在、貯水率30.5%で、平年値【昭和50年～平成24年】80.4%と比較して、低下傾向が続いています。

また、夏場は水需要が多いため、池田ダム地点の確保量は約71m<sup>3</sup>/s(通常時)となっております。現在は第三次取水制限により54m<sup>3</sup>/sに削減しており、8月19日0時現在の池田地点での自然流量(早明浦ダムが無い場合の状態での河川流量)は約15m<sup>3</sup>/sであるため、その不足分約39m<sup>3</sup>/sを早明浦ダムから補給を行っている状況です。

今後もこのまま少雨傾向が続けば、早明浦ダムからの補給はさらに増大するため、貯水量が低下し、さらに厳しい状況になることが予想されます。

このため、『平成25年度吉野川水系水利用連絡協議会 第5回幹事会』、及び『平成25年度吉野川水系水利用連絡協議会 第5回協議会』を開催し、現在の状況について各機関で情報を共有するとともに、今後の措置について協議することとしました。

(なお、各雨量の平年値は、過去30年(昭和57年～平成24年)です。)

### ●8月20日午前0時現在の早明浦ダム貯水状況は、次のとおりです。

- (A) 利水貯水量                    5,021万立方メートル
- (B) 利水確保貯水容量        16,488万立方メートル
- (C) 貯水率                        30.5% [(A) ÷ (B) × 100]

### ●早明浦ダム上流域雨量(8月は8月20日0時までの雨量)は以下のとおりです。

- 6月        392.1mm(平年比102.0%)
- 7月        129.3mm(平年比 30.1%)
- 8月        45.4mm(平年比 9.5%)

## (四国地方整備局の節水等の取り組み)

- ・ 関係事務所等にて、節水を呼びかける懸垂幕及びトイレ等に節水要請の張り紙を掲示。
- ・ 河川巡視車両に節水を呼びかけるステッカーを掲示し巡視を実施。
- ・ ホームページや庁舎掲示板により取水制限に関する情報を提供。